

規制対象事項チェックリスト

118 小型ボイラー、第2種圧力容器および小型圧力容器

1. 小型ボイラーを設置したときは、設置報告書に構造図、明細書並びに周囲の状況図面を添えて労働基準監督署長に提出している。
2. 使用を開始した後1年以内ごとに1回、定期的に本体の損傷、ふたの締付ボルトの摩耗の有無等について自主点検を行っている。また、検査結果の記録は3年間保存している。
3. 定期自主検査の結果異常を認めたときは、補修その他必要な措置を講じている。
4. 第2種圧力容器の安全弁は、最高使用圧力以下で作動するよう調整している。また圧力計については、内部が凍結したり、80度異常の温度にならないよう措置を講じている。
5. 小型ボイラーおよび小型圧力容器の安全弁については、0.1メガパスカル以下の圧力で作動するよう調整している。
6. 小型ボイラーの取扱業務に就かせるときは、安全のための特別教育を行っている。